

① 件 名
重度心身障害者等医療費の助成に係る住所地特例の適用について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 平成27年5月の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の公布により、「高齢者の医療の確保に関する法律」が一部改正され、平成30年4月から国民健康保険の住所地特例の適用を受けている被保険者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、国民健康保険と同様、住所地特例が適用されることとなり、市外に住所を有する重度心身障害者等に対する医療費の一部を助成するため関係条例の一部改正が必要となった。</p> <p>【目的】 年齢到達等による後期高齢者医療制度への加入時は、国民健康保険の住所地特例の適用を引き継ぎ、従前地市町村の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる重度心身障害者等に対し、医療費の一部を助成するもの。</p> <p>※住所地特例 被保険者が住所地以外の市町村に所在する病院、診療所又は施設等に住所を変更した場合、従前地の市町村が引き続き保険者となる。病院、診療所又は施設等が多く存在する市町村の医療費等が増大し、財政上の不均衡を生じることを避けるための特例措置である。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日号外法律第80号） 石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例（平成17年4月1日条例第143号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第5節 自立し、生き生き暮らせる障害者福祉に充実を図る 2 暮らしやすい生活環境を構築する</p> <p>【個別計画との整合性】 第3次障害者計画</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成27年 5月27日 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律公布（平成27年法律第31号）

⑤主な内容

・年齢到達等による後期高齢者医療制度への加入時は、国民健康保険の住所地特例の適用を引き継ぎ、従前地市町村の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる重度心身障害者等に対し、医療費の一部を助成する。

《例》

		国民健康保険		後期高齢者医療		
改正前	住所	石巻市	施設入所⇒	仙台市	75歳到達⇒	
	資格	石巻市		石巻市		宮城県広域連合
	重度心身医療費助成	石巻市		石巻市		仙台市
改正後	住所	石巻市	施設入所⇒	仙台市	75歳到達⇒	
	資格	石巻市		石巻市		宮城県広域連合
	重度心身医療費助成	石巻市		石巻市		石巻市

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

国民健康保険の住所地特例を引き継ぐことで、病院、診療所又は施設等が多く存在する市町村の医療費等の増大を防ぎ、財政上の不均衡の是正が図られる。

※市外の施設に入所している住所地特例該当者 41名（うち 66～68歳 3名）
（平成30年2月8日現在）

【市財政への負担】

特になし

⑦他の自治体の政策との比較検討

全市町村が同様の改正を行う予定

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成30年3月 市議会第1回定例会に「石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例」の一部改正を追加提案（平成30年4月1日施行予定）

⑨その他